

株 主 各 位

東京都港区芝大門2丁目2番11号
株式会社 省電舎ホールディングス
代表取締役社長 橋 口 忠 夫

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。本年は、新型コロナウイルス感染症の感染予防及び感染拡大防止のために、株主様の当日のご来場は見合わせていただきますようお願い申し上げます。

株主様には可能な限り、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂くか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年6月24日（木曜日）午後6時まで議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2021年6月25日 金曜日 午前10時
〈受付開始予定時刻：午前9時30分〉
- 場 所 東京都港区芝公園2丁目5番20号
メルパルク東京 3階 薔薇
- 株主総会の目的事項
(報告事項) 第36期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告・
計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(決議事項)
第1号議案 定款の一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、事業報告、計算書類および連結計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合はインターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://shodensya.com/>）において掲載させていただきます。

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（URL <https://shodensya.com/>）に掲載していますので、本招集ご通知および添付書類には、記載していません。会計監査人、監査等委員会が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

《新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について》

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年の株主総会においては以下の対応を取らせていただきます。

株主の皆様へは大変なご不便をおかけいたしますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- 株主様の安全確保のため、当日の会場へのご来場は、可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ご来場される株主様におかれましては、会場内でのマスクの常時ご着用と受付前の手のアルコール消毒にご協力をお願い申し上げます。
- 株主様に発熱や咳等の症状が認められた場合など、ご体調が優れないと判断させていただいた場合は、株主総会運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本年は座席の間隔を拡げることから、ご用意できる座席が例年より大幅に減少いたします。当日ご来場いただいても入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

〈株主総会当日の当社の対応について〉

- 株主総会に出席する役員および運営スタッフは、全員マスク着用で対応させていただきます。
- 本株主総会は、例年より開催時間を短縮して行うため、議場における報告事項の詳細な説明については簡略化させていただく場合がございます。
- 本年は、感染リスク低減の観点から、飲料等の提供を控えさせていただきます。
- 今後の状況や政府の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は当社ウェブサイト（URL <https://shodensya.com/>）にて掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合がございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2021年6月24日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2. (1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、「新型コロナウイルス感染症」の影響により、依然として厳しい状況にありましたが設備投資や企業収益については、持ち直しの動きもみられました。先行きについては感染の動向が内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

このような状況の中、当社グループは、「エネルギー・ソリューションを通じて地球環境と社会に貢献する。」という理念の下、引き続き、省エネルギー設備の導入に関連する企画・設計・販売・施工並びにコンサルティングをコアな業務として事業展開しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に再生可能エネルギー事業であった連結子会社株式会社エールケンフォーの連結除外があったため、前連結会計年度に比べ大幅に減少し844百万円（前連結会計年度比1,428百万円減）となりました。

損益に関しましては、販売費及び一般管理費が435百万円（前連結会計年度比155百万円減）となりましたが、売上高の大幅な減少から営業損失252百万円（前連結会計年度 営業損失167百万円）、経常損失272百万円（前連結会計年度 経常損失171百万円）となりました。純損益に関しましては、主に、投資有価証券売却益3百万円の特別利益の計上と現在進行中の案件の進捗可能性の低下によって損失が発生する可能性が高い案件について偶発損失引当金繰入額73百万円の特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失348百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失359百万円）となりました。

なお、前連結会計年度に子会社であった株式会社エールケンフォーを連結除外したことにより当社グループは「省エネルギー関連事業」の単一セグメントとなったため、当連結会計年度より、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

運転資金として、当社取締役である吉野勝秀氏を割当先とする第三者割当増資を実施し、当連結会計年度において329百万円調達いたしました。また、2020年9月28日に発行した第7回新株予約権の行使が2020年11月24日に行われ32百万円を調達いたしました。今後、全てが行使された場合には297百万円を調達できる見込みであります。今後も、財務体質改善のために、将来的な増資の可能性も考慮しつつ、借入金を含めた資金調達の協議を進めております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲り受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

① コーポレート・ガバナンスの充実

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠であると認識しております。当社では、当社グループのコーポレート・ガバナンスのあり方について、独立役員3名（社外取締役監査等委員）を選任して客観的かつ中立的な視点から経営監視をお願いすることなどにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図っておりますが、社外役員への情報提供のより一層の充実を図るなど、今後も、持株会社として、グループ各社のコーポレート・ガバナンスを徹底することで、連結経営の基盤強化、企業体質の健全性を高めてまいります。

② 財務基盤の強化

当社は、長年に渡る事業赤字の計上により、2021年3月末における連結純資産は39百万円まで減少しており、経営成績のみによる連結純資産の急速な回復は困難な状況であります。このため、当社グループが、業容拡大、収益力の強化を推し進めるためには、著しく減少している連結純資産の増強が喫緊の課題であり、早期に新株発行による増資を行い、連結純資産の増強を目指します。

③ 低コスト体制の徹底

企業間競争が進む中で、低コスト体制の徹底は極めて重要な課題と認識しております。当社グループでは、コスト管理に注力を続け、低コスト体制の強化に取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

業績の回復、業容の拡大及び経営体質の強化を図っていく上で、優秀な人材の確保・育成は極めて重要なものと認識しております。そこで、当社グループは、社員のスキル育成のための効果的な仕組みを構築するとともに、省エネルギーシステム、設備構築を確実にマネジメントし、技術的な問題等を理解し、解決できる人材については積極的に確保を図ってまいります。

⑤ 事業基盤の強化

当社グループでは、常に進展する技術等に対応し、より幅広い顧客層を開拓するため、パートナー企業とのより強固な連携が課題となっております。特に、商材の開発及び顧客開拓においては、これまでの業務提携先、取引先等と積極的な事業協力を行ってまいります。

(8) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 33 期 2018年3月期	第 34 期 2019年3月期	第 35 期 2020年3月期	第 36 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 高 (千円)	1,789,350	1,280,341	2,273,085	844,454
経 常 損 失 (△) (千円)	△292,495	△399,757	△171,102	△272,124
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△582,181	△161,314	△359,630	△348,374
1株当たり当期 純損失 (△) (円・銭)	△214.13	△56.80	△85.58	△73.31
総 資 産 (千円)	2,159,403	1,995,055	731,377	277,349
純 資 産 (千円)	261,758	495,449	19,272	39,184
1株当たり 純資産額 (円・銭)	28.52	90.26	4.59	6.61

② 当社の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第 33 期 2018年3月期	第 34 期 2019年3月期	第 35 期 2020年3月期	第 36 期 (当事業年度) 2021年3月期
売 上 高 (千円)	(注) 84,330	(注) 70,974	62,941	44,653
経 常 損 失 (△) (千円)	△272,704	△250,711	△209,761	△345,414
当期純損失 (△) (千円)	△470,914	△119,029	△430,537	△348,374
1株当たり当期 純損失 (△) (円・銭)	△173.97	△41.91	△102.46	△73.31
総 資 産 (千円)	518,525	512,505	334,418	76,496
純 資 産 (千円)	107,178	450,187	19,272	39,184
1株当たり 純資産額 (円・銭)	38.92	107.13	4.59	6.61

(注) 当社において、第35期より表示方法の変更を行っており、第33期、第34期の売上高については、遡及処理後の数値を記載しております。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な業務内容
株式会社省電舎	百万円 140	% 100	省エネルギー関連設備導入における 企画、設計、販売、施工及びコンサル ティング業務

(10) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	事業内容
省エネルギー関連事業	省エネルギー事業及び導入機器の販売業務

(11) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

当社	本 社：東京都港区 大阪オフィス：大阪府大阪市西区
株式会社省電舎	本 社：東京都港区

(12) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

	従業員数	対前連結会計年度末比増減
省エネルギー関連事業	19名 (6)	一名
共 通	8名 (1)	1名 増
合 計	27名 (7)	1名 増

(注) 従業員数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
8名	1名	47.62歳	4.10年

(13) 主な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 5,317,473株 |
| (3) 株主数 | 2,895名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
井元義昭	1,240,000株	23.32%
吉野勝秀	1,094,800株	20.59%
中村健治	715,400株	13.45%
佐藤満	85,000株	1.60%
内田滋啓	70,300株	1.32%
伊藤篤之	54,000株	1.02%
平岡万年青	40,000株	0.75%
DBS BANK LTD 700170	40,000株	0.75%
B o f A 証券株式会社	37,000株	0.70%
神保敬	31,000株	0.58%

(注) 持株比率は自己株式（62株）を控除して計算しております。

- (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が事業年度の末日に保有している新株予約権等（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中において当社使用人等に対して交付した新株予約権の内容等
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項等

第7回新株予約権

決議年月日	2020年9月10日
新株予約権の総数（個）※	10,153個
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,015,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	325
新株予約権の行使期間 ※	2020年9月28日から2022年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 325 資本組入額 162.5
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一個未満の行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	該当事項はありません。

※ 新株予約権の発行時（2020年9月28日）における内容を記載しております。

4. 会社役員 の 状況（2021年 3月31日現在）

(1) 取締役 の 状況

氏 名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
橋 口 忠 夫	代 表 取 締 役 社 長	
井 元 義 昭	取 締 役 会 長	
大 浦 隆 文	取 締 役	管理本部長
千 葉 恵 介	取 締 役	
山 田 勝 重	取 締 役	監査等委員
原 口 稔	取 締 役	常勤監査等委員
佐 塚 卓	取 締 役	監査等委員

- (注) 1. 取締役山田勝重氏、原口稔氏および佐塚卓氏は、会社法施行規則第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役原口稔氏は、エネルギー事業を中心とする関連企業において要職を務められるなど、会社経営を監査するのに十分な見識を有していることから、内部管理体制の一層の強化を目的として、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しております。
3. 取締役山田勝重氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役佐塚卓氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、当社及び当社子会社である株式会社省電舎のすべての取締役および 監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。
- 当該保険契約では、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

(2) 取締役 の 報酬等 の 総額等

区 分	支給人員	報酬等の種類別の額			計	摘 要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役（監査等委員を除く）	4名	39,835千円	—	—	39,835千円	
取締役（監査等委員）	3名	13,200千円	—	—	13,200千円	うち社外 取締役 3名 13,200千 円
計	7名	53,035千円	—	—	53,035千円	

イ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議し、また、当社取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、同株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は3名です。

ロ. 取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という）について、経営会議にて検討・協議したうえで、2021年2月19日開催の取締役会において決議いたしました。

決定方針の概要は、以下のとおりです。

- ・当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬については、固定報酬としての基本報酬のみとし、基本報酬は、月毎の固定報酬とし、当社グループの業績、各取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。
- ・個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役が原案を作成し、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会決議により決定するものとする。

当社の当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、当社グループの業績、各取締役の担当職務及び成果、貢献度等を総合的に勘案して、月毎の固定報酬として代表取締役が原案を作成し、監査等委員会に提出してその審議を経た後に、取締役会において、監査等委員である取締役全員の賛成も得たうえで決定していることから、その内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の兼任の状況（他の法人等の業務執行者又は社外役員である場合）

氏名	兼任先および兼任内容	兼任先と当社との取引関係
山田 勝重	日本メディカルビジネス株式会社 社外監査役 放送大学 客員教授	当社と当該他の法人等の関係で記載すべき当該事項はありません。
佐塚 卓	佐塚公認会計士事務所 代表 株式会社アクセルコンサルティング、アクセル 会計事務所 パートナー	当社と当該他の法人等の関係で記載すべき当該事項はありません。

ロ. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況・期待役割に関して行った職務の概要
山田 勝重	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査等委員会20回のうち19回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、企業法務に関する豊かな専門知識と豊富な実務経験を活かして中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。
原口 稔	社外取締役 (常勤監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回に出席し、監査等委員会20回のうち20回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。また、同氏は、2019年11月20日付で常勤監査等委員に就任しました。これに伴い、上記会議体への出席に加えて、各部門への監査等委員監査を積極的に行い、管理本部、内部監査室との連携が強化され、監査等委員監査の実効性の強化につながっており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。
佐塚 卓	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回に出席し、監査等委員会20回のうち19回に出席いたしました。取締役会及び監査等委員会において、公認会計士としての財務及び会計の高い見識と豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、取締役の職務執行の監督にあたり重要な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

やまと監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 22,500千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、過去の不適切会計処理の問題を受けて、2019年2月14日に、内部管理体制の再構築を目指し、改善計画・状況報告書を作成、公表し、同改善計画に基づく体制の整備を行い、業務の適法性・有効性の確保並びにリスク管理に努め、関連法規の遵守を図って参りました。今期も、引き続き、上記改善計画に基づく施策を継続し、より強固な内部管理体制の構築に努めて参ります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役会は、法令、定款、株主総会決議、決裁権限規程、企業理念、行動規範、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。当社グループ全社を横断する経営会議を設置し、コンプライアンス・リスク管理規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、重要な意思決定が必要な事項については、外部の専門家と共同で事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制となっております。

また、役職員に対するコンプライアンス教育・研修を継続的に実施すると共に、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築し、外部の弁護士に直接通報できるように運用しております。内部通報制度は匿名での通報を認めること、通報をした者が通報を理由に不利益な取り扱いを受けることが無いことをその内容に含んでおります。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づき、適切な保存および管理（廃棄を含む）を行っております。また、取締役は保存された情報を閲覧することが可能な体制となっております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの企業活動に関連する市場環境、経済環境の変動等による財務リスク、法令・規程違反によるコンプライアンス・リスクに対処する為、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当該規程に基づき、管理本部及び内部監査室は、経営会議、取締役会、監査等委員会に随時報告し、未然にリスクを防止するよう努めるとともに、グループ各社の相互連携のもと、当社グループ全体のリスク管理を行います。

不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置して危機管理にあたり、損害の拡大を防止し、これを最小限にとどめる体制を整えます。

④ 取締役の職務の執行が効率的になされることを確保するための体制

取締役会は、経営方針および重要な業務執行の意思決定および業務執行状況の監督を行っております。業務執行に関しては、経営環境の変化に迅速・的確に対応し、業務執行の有効性と経営の効率性を図るため、代表取締役および業務執行を担当する取締役等で構成される経営会議を設置し、原則毎月開催することにより、取締役会付議事項の審議および取締役会が決定した経営に関する基本方針に基づく業務執行上・業務運営上の重要事項の審議・決定を行います。

また、当社グループ全体の協力の推進及び業務の整合性の確保と効率的な遂行管理を行います。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社子会社を当社の一部署と位置付け、子会社内の各組織を含めた指揮命令系統および権限並びに報告義務を設定し、当社グループ全体を網羅的、統括的に管理することとします。内部監査部門は、当社子会社を含めた当社グループ全体の内部監査を実施する体制としております。

⑥ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制

監査等委員会は、原則月に一回開催される取締役会の前に開催され、取締役会における審議事項を事前に、担当取締役等から報告を受ける体制をとり、取締役会で十分な議論ができる体制をとっております。また各監査等委員は、必要に応じて他の会議体に出席することにより、取締役および使用人から、重要事項の報告を受ける体制となっております。

また、取締役および使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会に報告すべきと定めた事項が生じたときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。

⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の業務執行を含む経営の日常的活動の監査を行います。監査等委員会は、内部監査室および会計監査人と、定期的に情報交換を行うことにより、監査の実効性を確保するものとします。

また、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

⑧ 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性・適正性を確保するために財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制を整備し、会計監査人との連携を図り財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為を行いません。また、反社会的勢力および団体からの介入を防止するため警察当局、暴力団追放運動推進センター、弁護士等と緊密な連携を確保します。また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、または暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行いません。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当連結会計年度末の時点で、当社及び当社子会社は「内部統制システムの整備・運用状況」を評価し、基本方針に基づき内部統制システムが適正に整備され、運用されていたことを確認しております。主な運用状況は以下の通りであります。

① 取締役の職務執行について

当連結会計年度において当社は、社外取締役3名を含む7名の取締役で構成され、社外取締役3名を含む3名の監査等委員が出席する取締役会を20回開催し、そのうち山田勝重氏20回、原口稔氏20回、佐塚卓氏18回出席しており、業務に関する重要事項について決議するとともに、当社子会社に関する報告を受け、当社子会社の職務の執行を監督しております。また、取締役及び各本部の本部長出席の本部長会議において毎月1回開催し、重要事項について慎重に検討しております。

② 監査等委員会の職務の執行について

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うほか、稟議書等の社内の重要文書を閲覧することにより当社及び当社子会社の監査の実効性を確保しております。また、必要がある場合は、外部専門家との連携を図ります。当連結会計年度においては、監査等委員会を20回開催し、そのうち山田勝重氏19回、原口稔氏20回、佐塚卓氏19回出席しており、監査等委員間での意思疎通を図るとともに効果的な監査等委員会の職務執行に努めております。

③ コンプライアンス及びリスクの管理について

リスク管理規程に基づき、取締役会、経営会議、内部監査室、監査等委員会、子会社取締役会の各会議体にて、リスクの把握とその管理体制を整備しております。また、内部通報運用規程に基づき弁護士を通報窓口とするコンプライアンス通報窓口を設置しております。

- (3) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
該当事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、その他の数値については単位未満を四捨五入しております。
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	244,755	流 動 負 債	164,230
現金及び預金	112,610	買掛金	5,275
受取手形及び売掛金	98,572	未払金	118,706
原 材 料	1,636	前受金	8,953
未成事業支出金	2,245	未払法人税等	6,729
前 渡 金	466	資産除去債務	18,760
前払費用	13,917	そ の 他	5,804
そ の 他	15,307	固 定 負 債	73,934
		偶発損失引当金	73,000
		繰延税金負債	934
		負 債 合 計	238,165
固 定 資 産	32,594	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	32,594		千円
投資有価証券	3,303	株 主 資 本	33,029
敷 金	29,028	資 本 金	1,434,776
破産更生債権等	10,308	資 本 剰 余 金	1,532,755
そ の 他	262	利 益 剰 余 金	△2,934,449
		自 己 株 式	△52
		その他の包括利益累計額	2,118
		その他有価証券評価差額金	2,118
		新株予約権	4,036
貸倒引当金	△10,308	純 資 産 合 計	39,184
資 産 合 計	277,349	負 債 ・ 純 資 産 合 計	277,349

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		844,454
売 上 原 価		661,375
売 上 総 利 益		183,079
販売費及び一般管理費		435,558
営 業 損 失		252,479
営 業 外 収 益		
投 資 事 業 組 合 運 用 益	4,442	
そ の 他	388	4,830
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,320	
株 式 交 付 費	21,094	
そ の 他	60	24,475
経 常 損 失		272,124
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,550	3,550
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,560	
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	73,000	78,560
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		347,134
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,240	1,240
当 期 純 損 失		348,374
親会社株主に帰属する当期純損失		348,374

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	1,253,319	1,351,298	△2,586,074	△52	18,491
当期変動額					
新株の発行	164,986	164,986			329,972
新株の発行(新株予約権の行使)	16,470	16,470			32,941
親会社株主に帰属する当期純損失			△348,374		△348,374
新株予約権の発行					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	181,456	181,456	△348,374	—	14,538
当期末残高	1,434,776	1,532,755	△2,934,449	△52	33,029

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	781	781	—	19,272
当期変動額				
新株の発行				329,972
新株の発行(新株予約権の行使)			△441	32,500
親会社株主に帰属する当期純損失				△348,374
新株予約権の発行			4,477	4,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,336	1,336		1,336
当期変動額合計	1,336	1,336	4,036	19,911
当期末残高	2,118	2,118	4,036	39,184

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社省電舎ホールディングス
取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 小黒健三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村喬 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社省電舎ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社省電舎ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度以前から継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	44,316	流 動 負 債	36,377
現金及び預金	4,773	買掛金	4,680
売掛金	38,525	未払金	2,765
原材料	1,636	未払費用	813
立替金	178,530	未払法人税等	6,729
前払費用	9,537	預り金	1,706
関係会社貸付金	255,500	資産除去債務	18,760
未収入金	4,069	前受収益	920
未収収益	9,425	固 定 負 債	934
未収消費税等	8,321	繰延税金負債	934
その他	13	負 債 合 計	37,312
貸倒引当金	△466,016	純 資 産 の 部	
固 定 資 産	32,180		千円
投資その他の資産	32,180	株 主 資 本	33,029
投資有価証券	3,303	資本金	1,434,776
敷金及び保証金	28,797	資本剰余金	1,532,755
破産更生債権	10,308	資本準備金	1,241,956
その他	80	その他資本剰余金	290,799
貸倒引当金	△10,308	利益剰余金	△2,934,449
資 産 合 計	76,496	その他利益剰余金	△2,934,449
		繰越利益剰余金	△2,934,449
		自 己 株 式	△52
		評価・換算差額等	2,118
		その他有価証券評価差額金	2,118
		新 株 予 約 権	4,036
		純 資 産 合 計	39,184
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	76,496

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		44,653
売 上 原 価		24,649
売 上 総 利 益		20,004
販売費及び一般管理費		
役 員 報 酬	53,035	
給 料 及 び 手 当	44,663	
賃 借 料	24,965	
支 払 報 酬	48,403	
支 払 手 数 料	19,296	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	119,241	
そ の 他	39,949	349,554
営 業 損 失		329,550
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,092	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	4,442	
そ の 他	36	8,570
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,320	
株 式 交 付 費	21,094	
そ の 他	20	24,435
経 常 損 失		345,414
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,550	3,550
特 別 損 失		
減 損 損 失	5,560	5,560
税 引 前 当 期 純 損 失		347,424
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	950	950
当 期 純 損 失		348,374

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 資 合 主 本 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
					繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	1,253,319	1,060,499	290,799	1,351,298	△2,586,074	△2,586,074	△52	18,491
当期変動額								
新株の発行	164,986	164,986		164,986				329,972
新株の発行(新株予約権の行使)	16,470	16,470		16,470				32,941
当期純損失					△348,374	△348,374		△348,374
新株予約権の発行								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	181,456	181,456		181,456	△348,374	△348,374	—	14,538
当期末残高	1,434,776	1,241,956	290,799	1,532,755	△2,934,449	△2,934,449	△52	33,029

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	781	781	—	19,272
当期変動額				
新株の発行				329,972
新株の発行(新株予約権の行使)			△441	32,500
当期純損失				△348,374
新株予約権の発行			4,477	4,477
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,336	1,336		1,336
当期変動額合計	1,336	1,336	4,036	19,911
当期末残高	2,118	2,118	4,036	39,184

独立監査人の監査報告書

2021年5月27日

株式会社省電舎ホールディングス
取締役会 御中

やまと監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員 公認会計士 小黒 健三 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 木村 喬 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社省電舎ホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度以前から継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上しており、損失が継続することで資金繰りに懸念が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、ホールディングス及び子会社における業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 やまと監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

株式会社省電舎ホールディングス 監査等委員会

監査等委員	原	口	稔	㊟	
監査等委員	山	田	勝	重	㊟
監査等委員	佐	塚	卓	㊟	

※監査等委員山田勝重、原口稔及び佐塚卓は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 定款変更の理由

(1) 商号の変更について

① 変更の理由

我が国は、現在、年間で12億トンを超える温室効果ガスを排出しており、2050年までに、これを実質ゼロにする必要があります。当社グループは今後、省エネルギー業界のパイオニアとして、トータル・エネルギー・マネジメント事業のノウハウを駆使し、食品廃棄物処理を始め地球環境に最大限配慮した環境事業を推進し、社会への貢献を果たして参ります。このカーボンニュートラルへの挑戦が、当社における大きな成長につながるという発想で、日本は元より世界全体を視野に入れて活動していくために、商号を英文表記に合わせて変更するものであります。

② 新商号（英文表記）

株式会社SDSホールディングス（SDS HOLDINGS Co., Ltd.）

③ 変更予定日

2021年8月1日

(2) 発行可能株式総数の変更について

① 変更の理由

当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を現行の1000万株から2000万株に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線部は変更の箇所）

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、 <u>株式会社省電舎ホールディングス</u> と称し、英文では、SDS HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。	第1章 総 則 (商号) 第1号 当社は、 <u>株式会社SDSホールディングス</u> と称し、英文では、SDS HOLDINGS Co., Ltd. と表示する。

現行定款	変更案
<p>第2条 ～ 第5条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>10,000,000株</u>とする。</p> <p>以降、(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第2条 ～ 第5条</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>20,000,000株</u>とする。</p> <p>以降、(現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 第1条の変更の効力発生日は、2021年8月1日とし、本附則は、商号変更の効力発生日をもって削除する。</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

監査等委員でない取締役4名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、監査等委員でない取締役（社外取締役）1名を増員することとし、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について当社の監査等委員会において検討がなされ、各候補者は当社の取締役として適任であるとの意見表明を受けております。監査等委員でない取締役候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	伊藤 象二郎 (1976年1月22日生)	1999年4月 日本グローバル証券㈱ 入社 2004年11月 三田証券㈱ 本店営業部 入社 2010年4月 同社 本店営業本部長 2013年3月 岡三証券㈱ 入社 2014年4月 エース証券㈱ 入社 2015年1月 ㈱KACHIEL 入社 2017年3月 ㈱エストコーポレーション 入社 2018年8月 当社 出向 内部監査室長 2019年5月 当社 出向 経営企画室長 2019年5月 ㈱アイ・エヌ・エイチ 代表取締役 (現任) 2019年10月 ㈱シリウス 設立 代表取締役就任 (現任) 2020年1月 当社 出向 管理本部経営企画グループ (現任)	— 株
2	井元 義昭 (1944年10月20日生)	1967年4月 津ノ国会計事務所 入所 1986年7月 丸清商事㈱ (現：㈱エス・エム・シー) 設立 代表取締役社長 (現任) 1987年1月 ㈱ハウスセゾン 取締役 1987年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2014年12月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 設立 代表取締役社長 (現任) 2015年9月 REGALIAPIONEER. BHD. DIRECTOR 2017年10月 ㈱明豊エンタープライズ 代表取締役 会長 2019年6月 当社 取締役会長 (現任)	124万株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	ちば けい すけ 千葉 恵 介 (1979年9月10日生)	2006年10月 最高裁判所司法研修所修了(59期) 渥美総合法律事務所(現:渥美坂井法律事務所・外国法共同事業)入所 2010年1月 三井物産(株)法務部法務第一室に出向(2010年12月迄) 2014年9月 弁護士法人ほくと総合法律事務所入所 2016年5月 弁護士法人ほくと総合法律事務所 パートナー 2019年12月 当社 取締役(現任) 2019年12月 ㈱省電舎 取締役(現任)	— 株
4	よし おおか かず のり 吉 岡 一 則 (1955年3月11日生)	1973年4月 横浜銀行 入行 1996年4月 同行 上永谷支店長 2003年1月 ジャパンニューアルファ(株) 出向 2006年1月 ㈱アクシヤル 専務取締役 2014年7月 三晃商事(株) 常務取締役 2017年7月 ㈱横浜振興 営業部長 2021年1月 スカイヨコハマ(株) 取締役副社長(現任)	— 株
5	もり まさ とし 森 雅 俊 (1953年3月5日生)	1976年4月 千葉銀行 入行 1996年2月 同行 関宿支店長 2002年6月 同行 事務企画部長 2006年6月 同行 執行役員 船橋支店長 2013年5月 ㈱ベイエフエム非常勤監査役(現任) 2017年9月 公益財団法人綿貫国際奨学財団 評議員(現任) 2019年4月 平山建設(株) 顧問	— 株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2021年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期期間中に同様の内容で更新することを予定しております。当該保険契約の概要等は事業報告12頁をご参照ください。
4. 取締役候補者の選任理由
- (1) 伊藤象二郎氏は、証券業界での豊富な経験と実績を有しており、2018年より当社の内部管理体制の強化に貢献してきました。また2019年より当社の経営企画に携わり新規事業の開拓及び資金調達等を実現してまいりました。今後も、省エネルギー業界のバイオニアとして、カーボンゼロの実現を牽引する人材と考え、選任をお願いするものであります。
- (2) 井元義昭氏は、企業会計に関する知識が豊富であり、また、上場企業の経営者としての経験も豊富であることに加え、当社が行う省エネルギー事業及び再生可能エネルギー事業に関連する不動産事業に精通していることから、引き続き選任をお願いするものであります。
- (3) 千葉恵介氏は、長年弁護士として企業法務に携わっており、上場企業の法務部の経験もあり、企業におけるコンプライアンス及びクライシスマネジメントに精通していることから、引き続き選任をお願いするものであります。
- (4) 吉岡一則氏は、金融業界での広い見識と経験や企業経営者としての豊富な経験と人脈を有しており、当社企業価値最大化の実現に寄与する人材と判断し、選任をお願いするものであります。
- (5) 森雅俊氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果た

していただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

5. 取締役候補者森雅俊氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補であり、現行定款において、当社は社外取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、本議案が承認可決され、候補者が社外取締役に就任した場合には、候補者との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額であります。

第3号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるやまと監査法人は、2021年6月25日開催予定の第36期定時株主総会終結の時をもって任期満了になります。今般、やまと監査法人より今後も監査工数の増加が見込まれること等を理由に、翌事業年度の監査業務を辞退したい旨の申し出がありました。これを契機に監査等委員会は、監査の効率性と当社の事業規模に適した監査費用と監査対応の相当性等について検討してまいりました。その結果、アルファ監査法人が、当社の事業規模に適した会計監査人としての必要な独立性及び専門性、品質管理体制を有しており、当社の内部管理体制の一層の強化に資する会計監査人として適任と判断いたしました。

監査等委員会の決定に基づき、アルファ監査法人を新たな会計監査人として選任するものであります。会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	アルファ監査法人
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館20階
沿革	2020年10月2日 アルファ監査法人設立
概要	出資金 4,200千円 構成人員 公認会計士6名

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都港区芝公園 2丁目 5番20号
メルパルク東京 3階 薔薇
電話 03 (3433) 7211



(交通) ●JR・モノレール

浜松町駅(北口)より徒歩10分

●都営地下鉄三田線

芝公園駅より徒歩5分

●都営地下鉄浅草線・大江戸線

大門駅より徒歩7分